

2026年4月1日施行の改正道交法

自転車をはじめとする軽車両への 交通反則通告制度（青切符）の導入

一例です

携帯電話使用等（保持）



罰 則

6月以下の拘禁刑 又は
10万円以下の罰金

反 則 金

12,000円

信号無視 ・ 通行区分違反（逆走、歩道通行等）



罰 則

3月以下の拘禁刑 又は
5万円以下の罰金

反 則 金

6,000円

指定場所一時不停止等



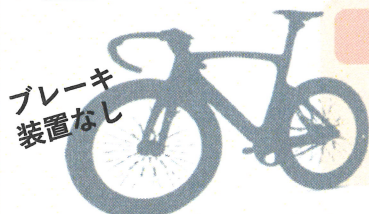
罰 則

3月以下の拘禁刑 又は
5万円以下の罰金

反 則 金

5,000円

被側方通過車義務違反 ・ 自転車制動装置不良 (側方通過時の自転車等による違反) (ピスト自転車等)



罰 則

5万円以下の罰金

反 則 金

5,000円

並進禁止違反 ・ 軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り等)



罰 則

2万円以下の罰金 又は 科料

反 則 金

3,000円